

榎本 祐三 の 市政報告



はじめに

桜の花も咲き始め、本格的な春の訪れとなりましたが、皆様におかれましては、平穏で幸せな日々をお過しのことと拝察いたします。

さて、今年は統一地方選挙の年であり、県議会議員選挙が3月29日告示、4月7日投票日、そして市議会議員選挙が4月14日告示、21日投票日と慌ただしい日々が続きます。

事前説明会の状況からすると何れも無投票ではなく選挙になるようですが、特に市議会議員の選挙については、近年にない5名超過の激戦になる模様で、私自身5期目を目指しておりますので気を引き締めて臨むつもりです。

さて、私のこの市政報告も今期最後のものとなりますので、今回は今期4年間を総括する意味からも、議長の立場から市議会が今期4年間で取組んできた主な内容について報告することにいたしました。

この内容につきましては、去る3月22日に正・副議長の記者会見で、マスコミ各社にお話しした内容と重複しますが、記事にしていられない部分もありますので、私個人の市政報告で改めて報告するものです。

今期4年間、私は伝統ある館山市議会の42代、43代議長として、重責を担わせていただきました。このことは身に余る光栄であり、微力ながら館山市議会が市民の皆様から、信頼され期待される議会として評価されるよう尽力してきたつもりです。

議員・議会活動を実施する上で規範とすべき議会基本条例、議員政治倫理条例を議員発議で制定・施行いたしました。残念ながら議会改革は今もって道半ばと感じています。

今回の報告は、先にも申し上げました今期4年間の総括と、今回の市議選における新人候補者の皆様に対し館山市議会議長として、また先輩議員の立場から要望したいことを報告することにいたしました。

今期4年間の総括

私は館山市の健全な市政運営のためには、議会がその機能を果たすことが不可欠であることを北海道夕張市の財政破綻から学びました。そのような意味から、議会・議員がいかにあるべきかを追求し、今日まで議員活動を続けてきたつもりです。

私が議長になってからの今期4年間は、前議長から継承したものもありますが、館山市議会として制定した議会基本条例、議員政治倫理条例に基づき、色々な手段を使って市民の皆様へ議会・議員活動を認識・理解していただけるよう取り組んできました。

それは、私自身が市議会議員を目指した17年前、館山市議会の実態把握のため1年間

続けて議会を傍聴し、その実態を調査・研究した結果、これでは館山市議会は機能していないと認識するに至り、議会改革の必要性を痛感したからです。

私が議員を目指した頃は、「地方自治体の議会など要らない。」と言った風潮がありました。それは、議員が名誉職的な存在であったことから、議会・議員そのものが機能していなかったことでもあります。議会・議員がどのような活動をしているのか広報する努力も足りなかったと思っています。

議会・議員が市民の皆様から期待され、信頼されるようになるためには、議会・議員の活動を色々な手段を使って広報し、市民の皆様と館山市の課題を共有して取り組んで行くことが、市政運営にはとても大切なことであると認識しております。

議長としてそのような思いから、今期 4 年間以下のような取り組みを実施してきました。

議会基本条例の施行

今期の館山市議会は、従前の館山市議会とは異なり、施行した館山市議会基本条例、館山市議会議員政治倫理条例を規範として活動してきました。これらの条例の制定によって、議会・議員活動の指針が明確になり、議会・議員活動の理念が共有できることは、意義のあることと思っています。

しかしながら、理念の共有については一朝一夕にできるものではなく、議員個々の考えもあることから、「議会改革は、議員改革にある。」とも思っていますし、永遠の課題であるとも思っています。

議会基本条例に基づき新たに取組んだ議会報告会について、毎年実施した 4 回の実績を踏まえて、議員と議会事務局職員にアンケート調査を実施し、問題点・改善策等を抽出して、議会運営委員会で議論いたしました。

主な反省点としては、市民参加が場所（会場）によって少ないこと、毎回同じ方の参加になっていること、一方的な議会からの報告ではなく市民の皆様との意見交換が重要であること等が挙げられました。

したがって、今後の議会報告会については、「議会だより」を用いた委員会報告や、参加されている市民の皆様から、議会に対するご意見・提案・要望をお聞きし、意見交換する機会を設けることといたしました。多くの市民の皆様のご参加をお願いするしだいです。

議員政治倫理条例の制定・施行

議会改革の一環として、館山市議会基本条例と館山市議会議員政治倫理条例は一对のものとして認識し、前期で完成できなかった政治倫理条例を今期の議会改革特別委員会で策定に取り組み、平成 28 年 12 月 21 日に制定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行しました。

この条例の制定により、県南 13 市に先駆けて館山市議会が議会改革を推進する上での二つの規範を示したことになりました。県南の他市議会からの問い合わせや、また全国からも館山市議会の議会改革に対する取り組みの視察があり、議長、議会運営委委員長、議会改革特別委員長で対応しました。

特に他市議会の視察では、館山市議会が基本条例制定時に「議会・議員はいかにあるべきか。」の議員に対するアンケート結果を条例に反映させたことに評価をいただいたことは、当時特別委員会の委員長として取組んだ者として、ありがたく思ったしだいです。

今後は規範とするこれらの条例を基に、いかに議会・議員が真摯に活動するかが問われていると思っていますし、市民の皆様から期待され信頼される議会・議員を目指して活動して行くつもりです。

地産地消推進条例の制定・施行

この条例は、今期の開始と同時に設置した地域資源有効活用調査特別委員会によって審議され、発議されたものです。今期の開始と同時に設置した特別委員会は、先の議会改革特別委員会と地域資源有効活用調査特別委員会がありますが、正副議長を除く 16 名の議員が 8 名ずつに分かれてそれぞれの委員会で取り組んだものです。

地域資源有効活用調査特別委員会では、地域資源の有効活用について議論する中で、安全安心な農水産物の安定した生産及び供給等について基本理念を定め、地産地消の推進による地域経済の発展等に繋げようと条例制定したものです。

約 3 年間の委員会活動で、市民の皆様からのパブリックコメントも実施し、平成 30 年 6 月 27 日に制定・施行しました。

館山市議会が議会活動に関係しない条例を制定したのは近年ではないことであり、執行部の関係職員の協力も得ましたが、議員発議の条例制定が実現したのは、議員活動を前進させる大きな一歩であったと思っています。

有志による会派別HPの作成・発信

議員が活動を知らせる上でHPを活用していることは、国会議員はもとより県議会議員をはじめとする地方議員にも普及していますが、館山市議会ではHP管理者の提案で、議員個々のものではなく会派別のHPを立ち上げています。

全会派が参加すればよいのですが、1 名会派の議員 1 名だけが参加しておりませんが、他の 6 会派（1 名会派 2 名も含む）17 名が参加しております。（1 名会派 1 名は、辞職により昨年 10 月以降削除）

このHPは、個人の活動部分もあることから政務活動費と個人の負担で運営しており、awanew.com で検索されるか、館山市議会のHPからもアクセスできます。

掲載内容は、会派（議員）の構成、活動理念、活動報告等に加え、毎定例会市議会の日程や質問に立つ議員とその項目・内容等についても発信しており、議会・議員活動を市民の皆様にお知らせする有効な手段となっております。

平成 25 年から実施しており、現在（3 月 14 日）までのアクセス数は 304,643 回となっており、1 日 100 回以上のアクセス数となっておりますので、館山市議会の活動を知らせるうえで有効なものと認識しております。

このような会派別のHPの発信は他では見られないものであり、改選後の新しい議員構成になっても議員各位の賛同を得て取り組みたいと思っています。

常任委員会の視察報告会

館山市議会では、3 年前から各常任委員会の行政視察後、視察報告書が出来上がったなら、市役所職員に対して委員会ごとに報告会を実施しています。

過去においては、委員会の行政視察に担当課長等が同行していましたが、財政難のおり同行ができなくなり、職員側からの要請で実施しているものです。

議会側としましても、視察の成果を職員と共有することによって、具体的にかつ迅速に館山市の施策や事業に反映させることができますので、有意義な取り組みとっております。

また、議員にとりましても視察後に報告会があることから、視察先に事前の質問等も実施して、視察内容の充実を図るなどの取組がなされており、報告会がなかった時代からすると格段の進歩と思っております。

正・副議長の記者会見

館山市議会基本条例第9条並びに第23条及び館山市議会議員政治倫理条例第2条第5項では、議会及び議員活動について積極的に住民に明らかにし、その説明責任を果たすことが求められています。

館山市議会としては、新たに本会議の録画中継や議会報告会の実施、議会報（議会だより）の改善等の取組を実施して情報発信に努めていますが、さらに毎定例市議会後、必要に応じて正・副議長の記者会見を実施することにしました。

記者の皆さんに議会活動等についてより多く記事にさせていただき、市民の皆様の市議会に対する関心を少しでも高めていただければと思っております。

新人候補者の皆さんに対する要望

館山市議会基本条例第20条には、「議会は、この条例の理念を全議員で共有し浸透させるため、任期の開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。」と明記されております。

したがって、任期の開始後速やかに研修が行われますが、館山市議会が求める議員像について、新人候補者の皆様には館山市議会基本条例、館山市議会議員政治倫理条例に眼をとおしていただき、議員活動に対する理念を共有していただければと思っております。

新人候補者の皆さんそれぞれが崇高な思いから立候補されているわけですが、皆さんの思いを実現させるには議会としての思いになる必要があります。議員個人ではなく議会の思いとなるよう切磋琢磨して議論し、市民の皆様から信頼され期待される館山市議会にしようではありませんか。

おわりに

市民の皆様は選挙後、自ら投票して当選させた議員がどのような議会・議員活動をしているかを認識されておられるでしょうか。そして各議員が選挙公報で公約した項目を実現させるために、どれだけ取り組んできたかを承知されているでしょうか。

私は現職議員については、それぞれの議員の4年間の活動を評価して投票行動に移していただきたいと思っております。親戚や学校の同窓生、町内会の推薦と言ったことも否定しませんが、要は選挙の時だけパンフレットを作り「館山市を〇〇〇にしたい。」と公約しても、その公約の実現のためにどれだけ議員活動したのかが問われなければなりません。

館山市政をよくするためには、議会がしっかりと機能しなければなりません。4年間議長として市議会の舵取りをさせていただきましたが、私の力不足もあり未だ議会改革は道半ばと思っております。館山市議会をしっかりと機能させるためには、今回の選挙における市民の皆様の賢明な選択が不可欠と思っております。